

八国山緑地マネジメントプラン

八国山緑地の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	7 1 - 3
I 八国山緑地の基礎的事項	7 1 - 4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 八国山緑地の開園概要	7 1 - 6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 八国山緑地の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	7 1 - 7
2 取組方針	7 1 - 9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	7 1 - 1 7
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
八国山緑地の現況写真	
<資料編>	7 1 - 2 1
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 八国山緑地に関する資料	

はじめに

「八国山緑地マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 八国山緑地の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東村山都市計画緑地第3号八国山緑地
- ・位置 東村山市諏訪町二丁目、三丁目、野口町三丁目、四丁目及び多摩湖町四丁目各地内
- ・面積 39.2ha
- ・種別 緑地
- ・決定告示 (当初) 昭和52年12月21日 東京都告示第1120号
(最終) 平成11年2月26日 東京都告示第194号

(2) 八国山緑地の基本的な性格・役割

本緑地は、北多摩西部地域に位置し、「緑の島」のように残された狭山丘陵の東端に位置する都市計画緑地である。周辺の市街化により、住宅地に囲まれる形で残された貴重な緑地となっている。コナラ、クヌギなどの雑木林に草地広場が点在する本緑地は、狭山丘陵の豊かな自然環境を継承していくうえで重要な役割を担っている。

2 過去の取組の成果等

当初「八国山緑地マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○関係団体との広域連携による丘陵地の保全・活用

都県境を越えた団体とともにウォーキングイベントが開催されるとともに、狭山丘陵のPRを目的としたフェアの開催、特設ホームページの開設等を行い、行政界を越えた広域的な丘陵地の保全・利活用の取組がなされた。

○多様な生物の生息・生育環境を保全した丘陵地の公園づくり、自然体験活動・環境学習の拠点としての公園の活用、都民・NPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

東部園地、西部園地など7.4haが新規開園されるとともに、雑木林の下草刈りや落葉かきなどが行われ、里山の自然環境が保全された。

クラフト作りなど、自然とのふれあい活動が行われた。また、希少種を含む植物や生き物に配慮した、きめ細かな自然環境保全が行われた。

○その他

防災施設として入口表示灯を整備し、避難場所としての防災機能が強化された。

市民団体や地元自治体などを交えての協議会が開催され、管理運営に関する意見交換、現場確認が行われるなど、都民協働が更に推進された。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定
- ・平成23年3月の東日本大震災の発生
- ・生物多様性条約締結国会議の平成22年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・東京都公園審議会答申（昭和62年8月）
- ・パークマネジメントマスタープラン（平成27年3月）
- ・緑の新戦略ガイドライン（平成18年1月）
- ・東京都長期ビジョン（平成26年12月）
- ・東京都地域防災計画（平成26年7月）
- ・八王子市地域防災計画（平成26年修正）
- ・東京都景観計画（平成23年4月）
- ・東村山市「都市計画マスタープラン」（平成12年7月）
- ・東村山市「緑の基本計画2011」（平成23年3月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年3月）
- ・緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成24年5月）
- ・多様な生物が生息する都立公園づくりガイドライン（平成26年）

Ⅱ 八国山緑地の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立八国山緑地（はちこくやまりよくち）
開 園 日 平成2年6月1日
開園面積 365,038.83 m²（平成26年10月1日現在）
公園種別 緑地
所 在 地 東村山市諏訪町二・三丁目、多摩湖町四丁目
アクセス 西武西武園線「西武園」

(2) 主な公園施設

ころころ広場、ほっこり広場、ふたつ池

2 利用状況等

(1) 利用概況

尾根道のウォーキングが主な利用である。ころころ広場は休息での利用が多い。ほっこり広場やおおぞら広場は、近隣住民の犬の散歩などが多い。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	32,901	41,940	26,736	19,163	18,836	16,955
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
281,673	20,003	22,074	27,022	26,196	11,296	18,551

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況（平成25年度実績は資料編参照）

「狭山丘陵ウォーキングイベント」、「ガイドウォーク」などが行われた。

Ⅲ 八国山緑地の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、災害発生を想定した防災訓練などの取組や、防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定
避難場所（全域）
- ・東村山市地域防災計画による指定
広域避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

都立公園が良好な生物生息・生育空間として機能するために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、里山の自然環境を保全・回復するため、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の存続を図る。

更に、自然豊かな丘陵地の里山の環境を守るため、公園として保全・整備を行っていくとともに、希少種等の動植物の保全と公園の利用促進との調整を図るための措置を講じていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組、新規開園面積

■目標3：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民・NPO、企業など、公園に関係する多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。

また、丘陵地や崖線の総合的な保全と利活用を図るため、広域にわたる連携の取組を更に推進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、広域連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・西入り口広場、ころころ広場、ほっこり広場のあるゾーン
明るい草地の中でのピクニック、軽運動、遊び等の利用に対応していく。

F：尾根道散策ゾーン

- ・尾根の散策路のあるゾーン
公園を東西に縦断している約 1.5km の尾根筋であり、ハイキングなどの散策路として、安全で快適に利用に対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林のあるゾーン
生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本緑地は、公道を挟んで住宅地等と接している所と、公道を挟まずに直接境界を接する所がある。区画道路に面する所では、見通しを確保し、住宅地に対して良好な景観の提供を図っていく。また、直接境界を接している所では、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

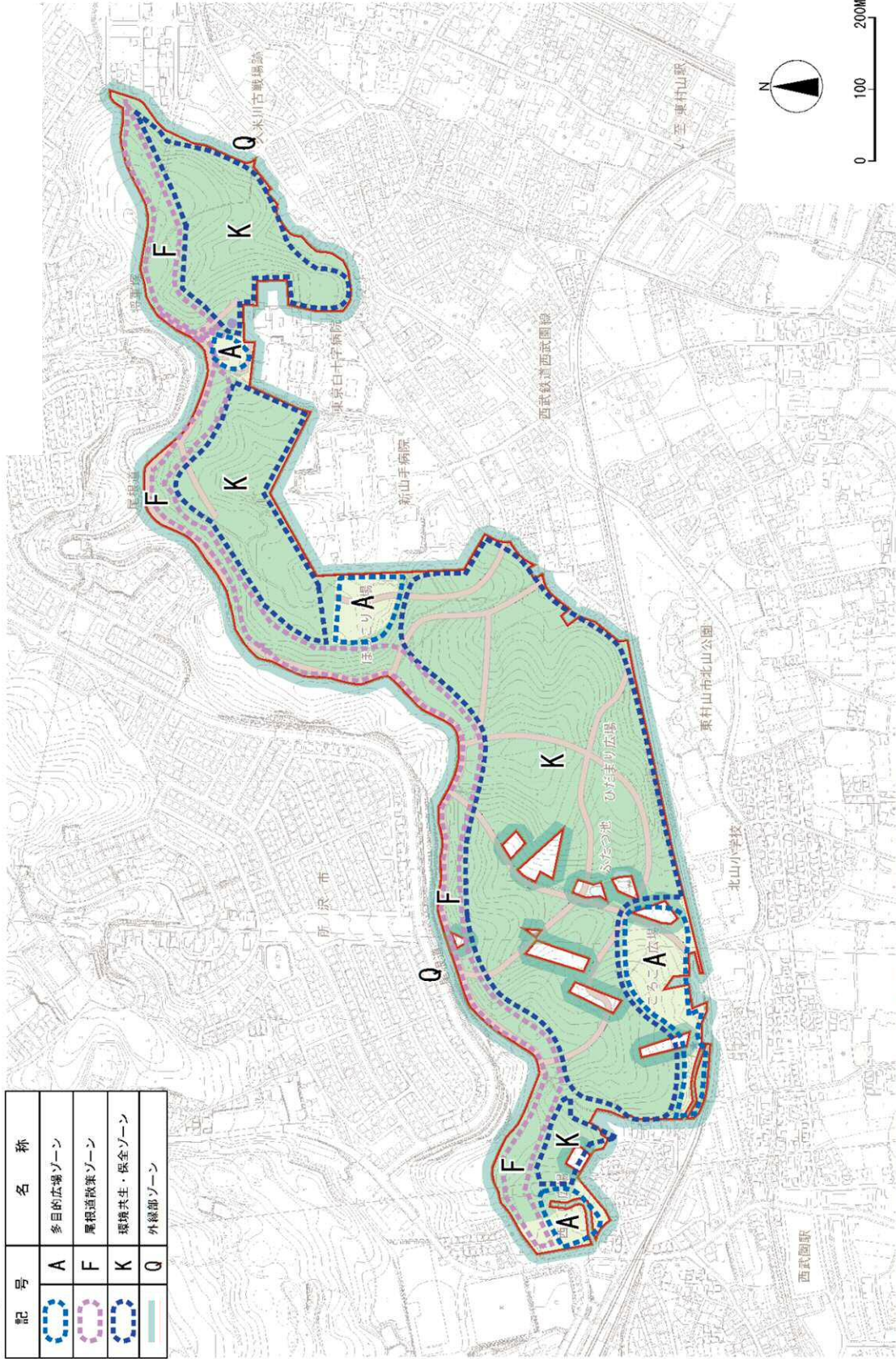
【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

凡例

記号	名称
A	多目的広場ゾーン
F	履歴道散策ゾーン
K	環境共生・保全ゾーン
Q	外縁部ゾーン



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京幅縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① 雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。

② 施設の維持管理

多目的広場ゾーンのほっこり広場に設置されている雨水排水施設については、梅雨時期や台風襲来時期の前に点検を行う。

③ 動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域を踏まえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図り動植物の多様性を確保するとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を活かした取組を行っていく。

②都民やNPO等との協働による公園づくり

都民やNPO等との協働を積極的に推進し、コナラ・クヌギ等の更新伐採を実施する。また、地域住民や自治体等との意見交換会などを継続し、多様な主体が意見交換できる場の提供などにも留意する。

③広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用策を図っていくため、引き続き、関係自治体やNPOなどによる連携協議会を継続し、都県境を越えた広域的な連携をより一層進めていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

②多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成23年12月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成32年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：18,600㎡

東村山市諏訪町二・三丁目、多摩湖町四丁目

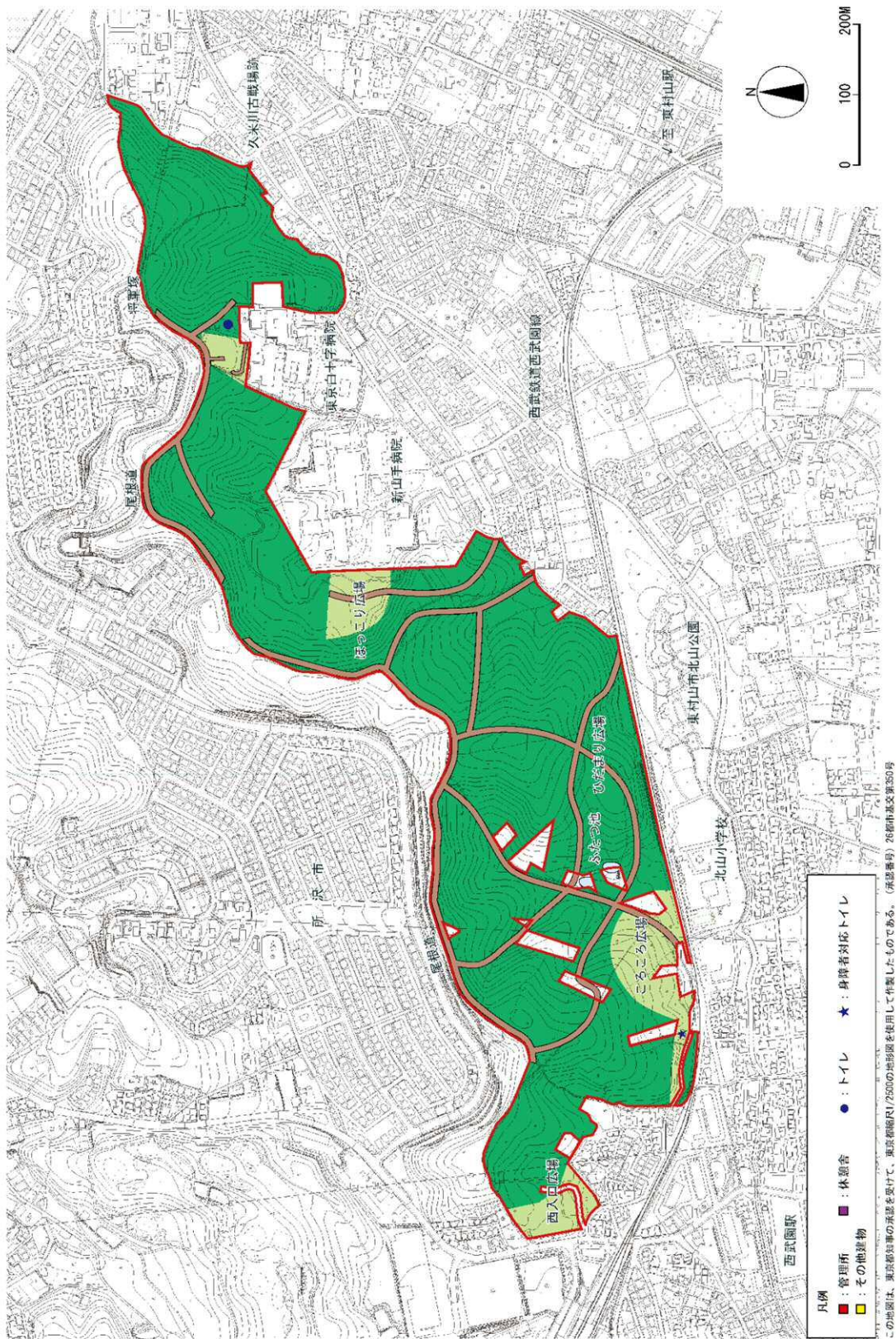
2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

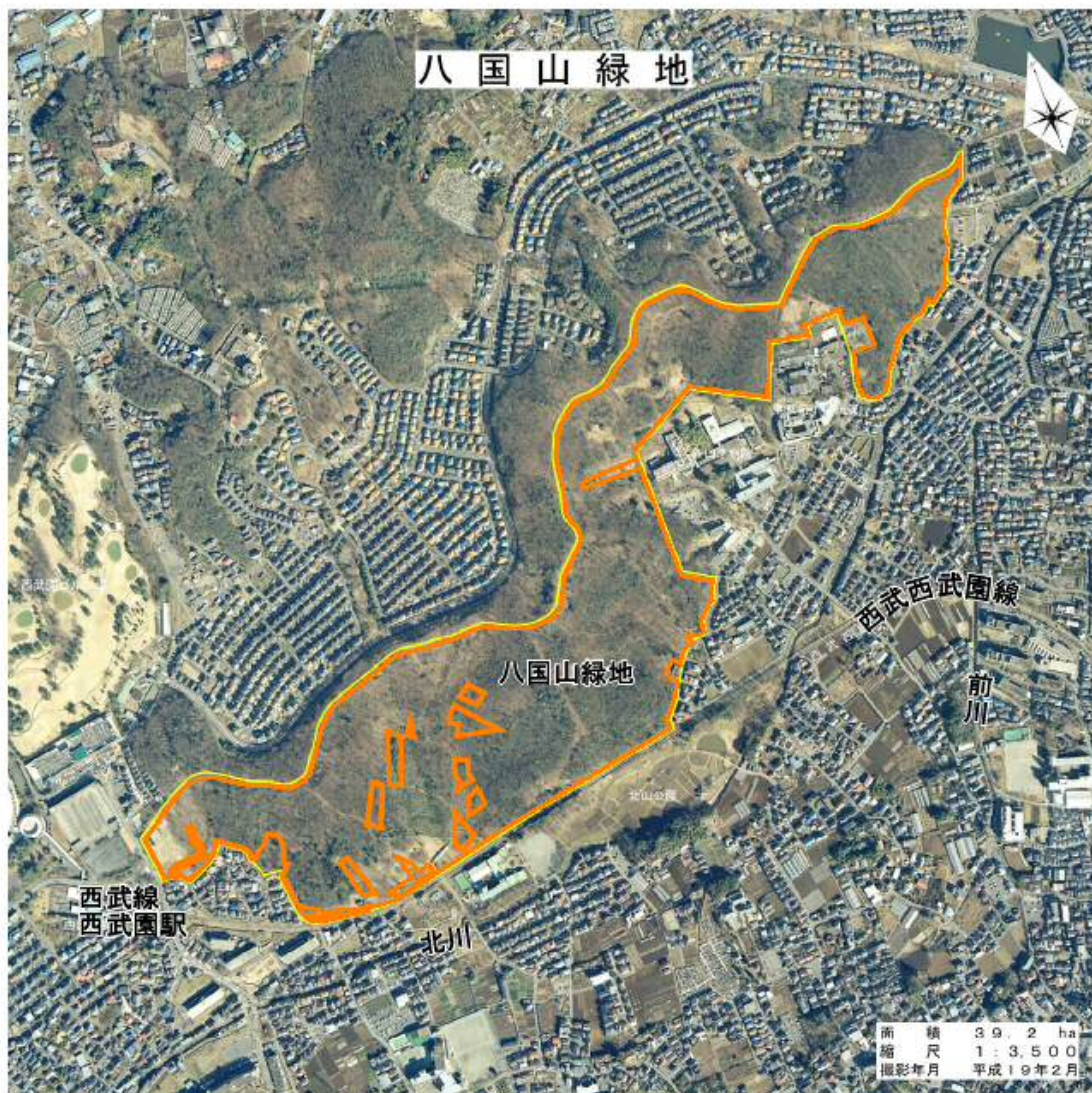
IV 図面・写真

現況平面図 八国山緑地



周辺土地利用図（空中写真）

八国山緑地

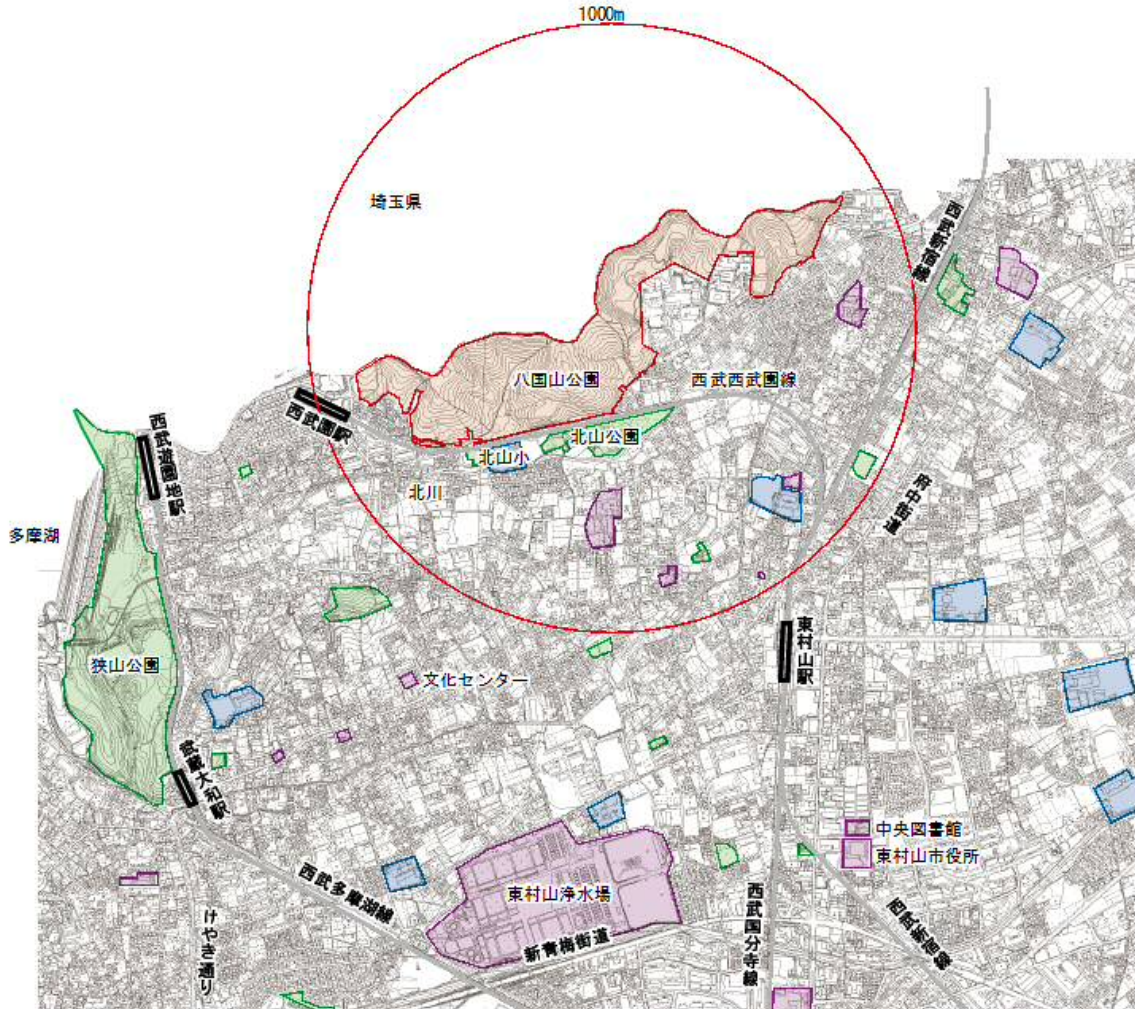


- : 開園区域
- : 都市計画決定区域



周辺土地利用図（地図）

八国山緑地



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000M



八国山緑地の現況写真 【平成 26 年 8 月撮影】

①西入口広場



⑤ふたつ池下池



②ころころ広場



⑥ひだまり広場



③入口広場（南側）



⑦ほっこり広場



④ふたつ池上池



⑧おおぞら広場・トイレ



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

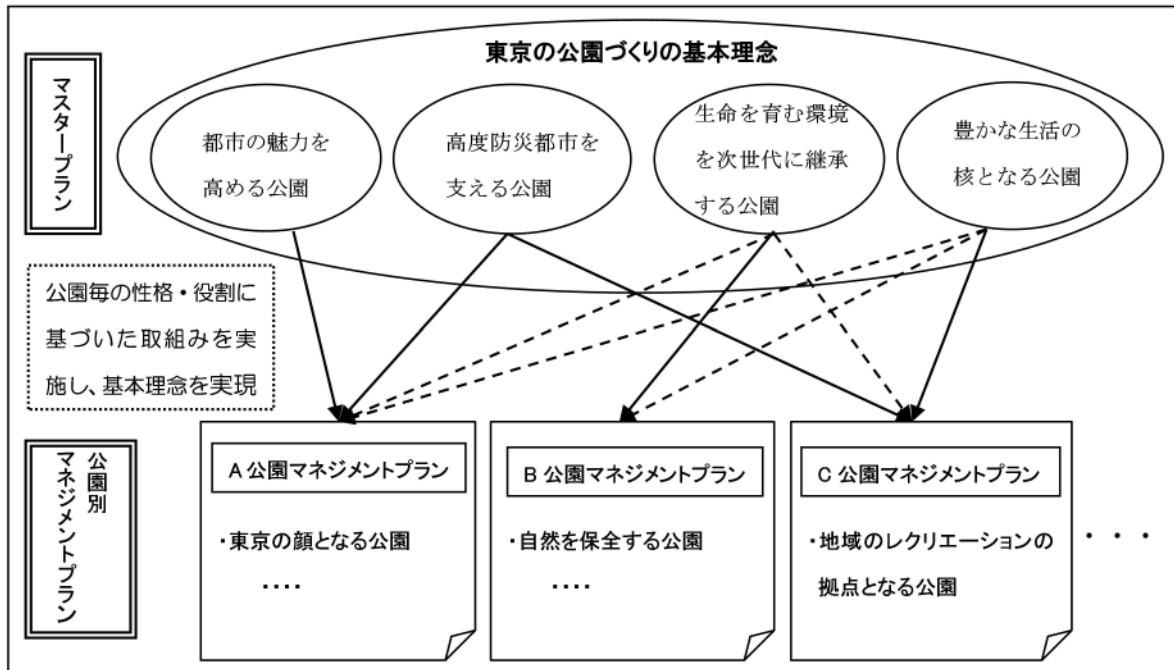
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、八国山緑地が担うことになるプログラムには◎を、八国山緑地が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム			
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備		
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備		
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○	
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」		
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」		
			国内外からのお客様への案内機能の強化		
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全		
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生			
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交			
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出		
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入		
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致		
	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○		
	基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	◎ ◎
			(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策			公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化		
プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○	
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復		
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	○	
			公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○	

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実	
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	
			都心部等における緑のネットワーク形成の推進	
		プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出
	公園内の動植物の保全・育成活動の充実			◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖	
			ズーストック計画の推進	
		(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
	(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備	◎	
自然の保全・回復に向けた雑木林の更新		◎		
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
			ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○
			公園・動物園サポーター制度の実施	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎		
	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	○ ◎		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



資料2 八国山緑地に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 52 年 12 月 21 日	東京都告示第 1120 号により、都市計画決定。(37.5ha)
1977 年	
平成 2 年 6 月 1 日	東京都告示第 679 号により、開園 44,613.07 m ²
1990 年	
平成 4 年 6 月 1 日	追加開園 8,594.53 m ²
1992 年	
平成 5 年 6 月 1 日	追加開園 29,220.95 m ²
1993 年	
平成 6 年 6 月 1 日	追加開園 52,480.66 m ²
1994 年	
平成 7 年 6 月 1 日	追加開園 42,233.68 m ²
1995 年	
平成 8 年 6 月 1 日	追加開園 12,922.34 m ²
1996 年	
平成 9 年 6 月 1 日	追加開園 11,347.01 m ²
1997 年	
平成 10 年 6 月 1 日	追加開園 25,214.22 m ²
1998 年	
平成 11 年 2 月 26 日	東京都告示第 194 号により、都市計画変更 (39.2ha)
1999 年	
平成 11 年 6 月 1 日	追加開園 31,741.20 m ²
1999 年	
平成 12 年 6 月 1 日	追加開園 8,421.28 m ²
2000 年	
平成 14 年 6 月 1 日	追加開園 15,253.55 m ²
2002 年	
平成 15 年 6 月 1 日	追加開園 8,087.63 m ²
2003 年	
平成 16 年 6 月 1 日	追加開園 1,327.89 m ²
2004 年	
平成 19 年 4 月 1 日	追加開園 26,102.18 m ²
2007 年	
平成 20 年 6 月 1 日	追加開園 23,385.56 m ²
2008 年	
平成 21 年 6 月 1 日	追加開園 23,775.83 m ²
2009 年	
平成 23 年 5 月 23 日	廃園 86.59 m ²
2011 年	
平成 23 年 6 月 1 日	追加開園 103.62 m ²
2011 年	
平成 24 年 6 月 1 日	追加開園 300.22 m ²
2012 年	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・八国山緑地は住宅地により、他の狭山丘陵地群とは分断されている。
- ・地形としては、緑地の北側を東西に走る稜線から南に向かって複数の尾根が伸びる形となっている。特に緑地西部にある2本の尾根が顕著なものである。
- ・全体に南に向けた傾斜地で構成されるが、尾根頂部、谷戸底部、東京白十字病院西側などには平坦地もみられる。
- ・本緑地の植生は、コナラ・アカマツ・エゴノキ等を主体とする里山の二次林として位置づけられ、林床は概ねアズマネザサが優占しているが、一部クマザサが優占している林床もある。なお、コナラとアカマツが二次林の高木層を優占している。このほか樹林地、湿地、畑地、草地などが一部にあり、スギ・ヒノキ植林も僅かに分布している。

2) 社会的環境

- ・本緑地内には埋蔵文化財包蔵地が6か所分布しており、確定区域が2ヶ所、未確定地(埋蔵地)が4ヶ所となっている。
- ・本緑地は住宅地の背景となり、市街地の景観を特徴づけている。
- ・緑地区域の周囲は、住宅地に囲まれており、特に北側及び東側で近年宅地造成が行われており、開発圧が高まっている。
- ・緑地の東側に府中街道があり、南側にはやや離れて新青梅街道がある。
- ・鉄道は、西武鉄道西武園線が緑地の南側に接して東西に走っており、最寄り駅は西武園駅で緑地まで徒歩5分の距離にある。

(3) 園内のトピックス

①尾根道

東西1.5kmの歩きやすいほぼ平坦な道。散歩やウォーキングに適しており、幼稚園や小学校の遠足にも利用されている。武蔵野の風景を感じさせる場でもある。

②ころころ広場

緩やかな南斜面の草地の広場で、近隣の人々の憩いの場所やピクニックの場所になっている。トイレ等の便益施設もある。

③ほっこり広場

陽だまりでのんびりと休息できる広場で、ベンチや縁台が設置してある。

④ふたつ池

上池、下池の2つの小さな溜池。付近には木道のある湿地がある。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	2	0	2	2	—
映画等の撮影	4	1	0	2	—
その他	0	1	0	0	—

2) 主な催し物（平成 25 年度実施分）

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	狭山丘陵ウォーキングイベント	3月	683
	2	親子自然あそびプログラム【3～4歳】	11月	24
	3	犬のマナーアップキャンペーン	5月/11月	多数
	4	自転車マナーアップキャンペーン	12月	624
	5	ガイドウォーク	4月/6月/10月	119
	6	ちょこっとボランティア	4月/6月/10月	23
	7	八国山スローライフ講座	11月10	10
自主事業	1	狭山丘陵フェア (参加人数は、本園のほか、野山北・六道山公園、狭山公園、東大和公園も含めたフェア開催期間中の延べ人数である。)	10月/11月	約 20,000